

目 次

項 目

手 引 ― 国内段階

第 1 章	P C T 出願人の手引国内段階の利用方法	1.001～1.006
第 2 章	国内段階への移行（概要）	2.001～2.006
第 3 章	国内段階へ移行する期間	3.001～3.004
	概 要	3.001～3.003
	国内段階の早期開始の請求	3.004
第 4 章	国内段階へ移行するためにすべき手続	4.001～4.032
	概 要	4.001～4.004
	国内手数料	4.005～4.007
	国際出願の翻訳文	4.008～4.026
	国際出願の写し	4.027～4.028
	特定の種類の保護の選択	4.029
	発明者の表示	4.030～4.031
	国内様式の使用	4.032
第 5 章	国内段階に関連して満たさなければならない特別の要件	5.001～5.010
	概 要	5.001～5.002
	発明者の宣誓書、譲渡証等	5.003～5.005
	代 理	5.006～5.008
	優先権書類の写し及びその翻訳文	5.009～5.010
第 6 章	国内段階に関するその他の事項	6.001～6.033
	特許性の実体的な条件	6.001
	翻訳文の補充	6.002～6.003
	優先権の回復	6.004～6.011
	欠落又は正しい要素若しくは部分の引用による補充	6.012
	国内段階のための国際出願の補正	6.013～6.017
	国際段階における決定の国内段階における検査	6.018～6.021
	期間遵守の遅滞の許容	6.022～6.027
	受理官庁又は国際事務局による誤りの訂正	6.028～6.029
	国内段階における手続	6.030
	指定官庁に対する通信及び手数料の支払	6.031
	生物材料の寄託	6.032
	ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リストの提出	6.033
	早期審査請求	6.034

国 内 編